第千三百九十八号

平成十五年

曜 木

七月十日

日

目 次

示

団体営土地改良事業の完了......四三五 県営土地改良事業の完了 (三件).....四三五 保安林の指定の予定.....四三五

開発行為に関する工事の完了について......四三九 土地区画整理組合の事業計画の変更認可....... 土地区画整理事業の換地処分......四三九 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し (十件).........................四三六 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (二件)四三六

土地改良区役員の退任及び就任 (二件)......四三九

遊技機の型式の検定.

公安委員会

告 示

山梨県告示第三百八十四号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成十五年七月十日

山梨県知事

保安林の所在場所

四五五・字八ノ尻一四五九・字大越山一六〇九・大字内船字思親山一四二〇五 (以上 南巨摩郡南部町大字下佐野字コンノニ五二・字宇登田三四八・大字上佐野字中乙一

二指定の目的

水源のかん養

Щ 本 栄 彦

六筆について、次の図に示す部分に限る。)

Щ

梨

県 公

報

第千三百九十八号

平成十五年七月十日

日をもって完了した。

平成十五年七月十日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

山梨県告示第三百八十七号

県営土地改良事業 (下粟生野地区ため池等整備事業)の工事は、平成十五年三月十五

山梨県告示第三百八十八号

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

南部町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三百八十五号

十日をもって完了した。 県営土地改良事業 (山梨春日居地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成十五年一月

平成十五年七月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

山梨県告示第三百八十六号

十四日をもって完了した。 県営土地改良事業 (八代東部地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成十五年三月二

平成十五年七月十日

Щ 本

山梨県知事

栄

彦

高根町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、

平成十五年七月十日

四三五

土地改良事業
名
地区名
工事完了年月日

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

•

センターに備え置いて縦覧に供する。とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報とおり特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次の

平成十五年七月十日

山梨県知事 山 本

栄

彦

一 申請のあった年月日 平成十五年六月二十五日

びにその定款に記載された目的(一)申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- 1 名称 特定非営利活動法人 やまなしおもちゃライブラリー
- 2 代表者の氏名 山下滋夫
- 3 主たる事務所の所在地 東八代郡中道町右左口四百四十七番地
- 4 定款に記載された目的

共に学び、共に育ち合う場となることを目的とする。提供し、一人ひとりに即した発達を援助するとともに、障害児・者にかかわる者が、この法人は、障害児・者に対して、おもちゃ(教材・教具)を介した学習の場を

また、障害児・者のライフサイクルを考え、地域社会の中で豊かに育ち、また豊

縦覧期間 平成十五年六月二十五日から同年八月二十五日までかに生活できるような地域社会を築いていくことを目的とする。

Ξ

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により、次の

平成十五年七月十日

センターに備え置いて縦覧に供する。

山梨県知事 山 本 栄

彦

申請のあった年月日(平成十五年六月二十五日)

- びにその定款に記載された目的 中請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
- 名称 特定非営利活動法人 日本へらぶなクラブ
- 2 代表者の氏名 山下茂
- 3 主たる事務所の所在地 南都留郡河口湖町船津六千七百十三番地の二十二
- 4 定款に記載された目的

な釣り」の啓蒙を通じ、マナーやルール、モラルの意識向上に貢献したい。より活動の基盤を充実させ、青少年に対する環境教育とスポーツとしての「へらぶトレス解消に役立っている。特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得することに情操教育や環境教育にも極めて有意義である。そこで、「へらぶな釣り」を通じて特別なのでも「へらぶな釣り」は都市近郊でも楽しめる釣り場が多くあり、現代人のスなかでも「へらぶな釣り」は都市近郊でも楽しめる釣り場が多くあり、現代人のス古くから「釣り」は野外で楽しむ生涯スポーツとして、広く国民に浸透している。古くから「釣り」は野外で楽しむ生涯スポーツとして、広く国民に浸透している。

縦覧期間 平成十五年六月二十五日から同年八月二十五日まで

Ξ

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年七月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年六月十六日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 山崎建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 東山梨郡大和村初鹿野二千四百八十八番地二
- 3 代表者の氏名 山崎正生
- 三 許可番号 山梨県知事許可 (般 一四)第三六九三号
- 工事業に係る一般建設業の許可の取消し四の処分の内容の土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設の
- 旨の届出があった。
 五 処分の原因となった事実 平成十五年六月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した
-) 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年七月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

- 処分をした年月日 平成十五年六月二日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 市川リース株式会社
- 2 主たる営業所の所在地
 北都留郡上野原町鶴川千四百九番地
- 代表者の氏名 市川公三
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五〇六〇号
- 兀 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十五年五月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止

\odot 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十五年七月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

- 処分をした年月日 平成十五年六月九日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 島村工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地(南アルプス市上八田七百八十三番地
- 代表者の氏名 島村龍男
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第六〇一三号
- 兀 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十五年六月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年七月十日

栄

彦

Ш 本

- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 株式会社井出工業
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡河口湖町船津三千九百八番地
- 3 代表者の氏名 井出弘
- 許可番号 山梨県知事許可 特 一四)第二七五四号

兀 Ξ

処分の内容、土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装工

事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し 処分の原因となった事実 平成十五年五月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止し

五 た旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十五年七月十日

山梨県知事 Щ

本

栄

彦

処分をした年月日 平成十五年六月二十三日

主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 佐野工業

処分を受けた者の商号又は名称、

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行三丁目九番二十四号
- 3 代表者の氏名 佐野敏男
- 許可番号 山梨県知事許可(般 一〇)第七九〇一号
- 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

兀 Ξ

- 五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十五年五月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年七月十日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

- 処分をした年月日 平成十五年六月二十三日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 須賀建設所

2

主たる営業所の所在地 甲府市美咲二丁目八番十二号

Щ

梨

県 公 処分をした年月日

平成十五年六月十六日

- 3 代表者の氏名 須賀秀次
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 | 三)第四||号
- 兀 一般建設業の許可の取消し 処分の内容 建築工事業、大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る
- 五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十五年五月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十五年七月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

- 処分をした年月日 平成十五年六月二十三日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 エンドウ工務店
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市寺部千五百四十四番地
- 代表者の氏名 遠藤博行
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 | | | | 第八二四五号
- 兀 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装 仕上げ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、
- 五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十五年五月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年七月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 処分をした年月日
 平成十五年六月二十三日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 山梨県重機業協同組合
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市城東一丁目三番八号
- 代表者の氏名 山本武

3

- 許可番号 山梨県知事許可 ん般 一四) 第七七三九号
- 五四三 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十五年六月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十五年七月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

- 処分をした年月日 平成十五年六月三十日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社佐野工務所
- 2 主たる営業所の所在地
 南巨摩郡中富町八日市場六百六十番地二
- 3 代表者の氏名 佐野喜久雄
- \equiv 許可番号 山梨県知事許可(般 | | | | | 第三 | | | 号

五 四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

処分の原因となった事実 平成十五年六月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十五年七月十日

山梨県知事 Щ

本

栄

彦

- 処分をした年月日 平成十五年六月三十日
- 1 商号 株式会社中村工業所

処分を受けた者の商号又は名称、

主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 3 代表者の氏名 主たる営業所の所在地
 富士吉田市上吉田五丁目三番五号 神田達男

2

- 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第七九七号
- 兀 処分の内容、土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、 ほ装工事業及び水道施設
- 工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年六月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

土地区画整理事業の換地処分

とおり換地処分した旨の届出があった。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次の

平成十五年七月十日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

施行者の名称

昭和町西条第一土地区画整理組合

施行地区に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町大字西条字才神、 字神屋、字馬籠、字松ノ木、字中河原、字北河原、

字中曽根及び字道川の各一部

Ξ 事業計画決定の年月

土地区画整理事業の名称 平成五年九月十七日

兀

甲府都市計画事業昭和町西条第一土地区画整理事業

五 事務所の所在地

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二

六 換地計画認可の年月日

平成十五年四月十一日

平成十五年五月十七日

七

換地処分通知完了の年月日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、 次

のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十五年七月十日

山梨県知事

山 本 栄

彦

組合の名称

甲西町増穂町長沢土地区画整理組合

事務所の所在地

南巨摩郡增穂町長沢二千五十七番地

Ξ 事業施行期間

平成四年度から平成十五年度まで

Щ

梨

県公 報

第千三百九十八号

平成十五年七月十日

兀 施行地区

場、字上鎌田及び字下鎌田の各一部 南巨摩郡増穂町大字長沢字新東の一部並びに中巨摩郡甲西町大字荊沢字道西、字踊

五 設立認可の年月日

平成四年八月六日

六 変更認可の年月日

平成十五年七月十日

開発行為に関する工事の完了について

•

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十五年七月十日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町今福新田字川東五八八の二及び五八八の三

開発許可を受けた者の住所及び氏名 中巨摩郡田富町東花輪千三百五十一番地十三 石原辰雄

土地改良区役員の退任及び就任

川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 釜無

平成十五年七月十日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

退 任

同	同	同	理	役職名
			事	氧名
齊藤	塩澤	斎藤	今沢	氏
正	佳文	公夫	忠文	名
同鏡中	南アルプス市藤田二〇九	地 同 八田村野	地中巨摩郡甲西町西南湖四	住
鏡中条五七八 二番	二〇九 五番地	八田村野牛島二一一五番	[南湖四二八四番	所
同	平成十五年六月五日	同	平成十五年三月三十	退任
	* 六		± E	年
	吾			月
	Ц		- 日	日

梨 県 公 報 第千三百九十八号 平成十五年七月十日

地

Щ

二就任

同 理 役職名 事 市川 小池 氏 正夫 元就 名 地 | 南アルプス市十日市場二〇一三番 | 平成十五年六月六日 同 住 鏡中条四六四番地 所 同 就 任 年 月 日

土地改良区役員の退任及び就任

平成十五年七月十日綜合土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、河口土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、河口

山梨県知事 山 本 栄 彦

退 任

同	一一六八番地	同	水穂	渡辺	同
同	一一八七番地五	同	義朗	中村	同
同	一一二三番地	同	中村仁太郎	中村	同
同	一一〇一番地一	同	寿夫	三浦	同
同	一〇二四番地一	同	国昭	渡辺	同
同	八二九番地	同	皓	中田	同
一日平成十五年三月三十	I五八番 地	南都留郡河口湖町河口	静雄	三浦	理事
退任 年月日	所	住	名	氏	役職名

就任

同	一二二二番地	同	喬雄	駒井		同	
同	一八八〇番地一	同	節男	渡辺		同	
同	二八四〇番地二	同	彦	小河原彦	事	監	

同	同 一二九九番地	天野 守人	同
同	同 一二五六番地一	小河原豊明	同
同	二八四〇番地	小河原彦一	監事
同	同	駒井 喬雄	同
同	同一一五五番地	駒 井 仁	同
同	同 一一八七番地五	中村義朗	同
同	同	中村仁太郎	同
同	同一一八〇番地一	渡辺節男	同
同	同	三浦寿夫	同
同	同 一〇二四番地一	渡辺国昭	同
同	同 八二九番地	中田皓	同
平成十五年四月一日	南都留郡河口湖町河口五八番地	三浦静雄	理事
就任年月日	住	氏名	役職名

公安委員会

遊技機の型式の検定

同

天野

守人

同

一二九九番地

同

一五五番地

同

同

駒井

仁

同

第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

山 梨 県 公 報 第千三百九十八号 平成十五年七月十日

規定により公示する。四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和六十年国家公安委員会規

ユ 記し 記述 シー・ー なお、検定の有効期間は、平成十八年七月九日までとする。

平成十五年七月十日

委員長 吉 臭山梨県公安委員会

信

取締役 後藤常喜 株式会社まさむら遊機 代表	一四五番地 愛知県名古屋市天白区中砂町 駅締役 後藤常喜 収締役 後藤常喜	一四五番地 愛知県名古屋市天白区中砂町 駅締役 後藤常喜 化表	丁目一番四号大阪府大阪市中央区内本町一大阪府大阪市中央区内本町一株式会社藤商事(代表取締役	申請者氏名又は名称及び住所
機ちんこ遊技	動役物 第二) ー号イ (別表 規則第六条第 機	動役物 第二) ー号イ (別表 規則第六条第 機	動役物 第二) 用野二) 規則第六条第 機 機	及び区分 図 公 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元
ーマンシ シ	1 ョー C ンマ R V ンホ X シラ	1 ョー C ンマ R Z ン ホ Z シ ラ	Z C R信 長	型 式 名 概
株式会社	遊 ま さ む ら 社	遊 ま き さ む ら 社	藤株式会社	業は製 者輸造 要 名入又
三〇〇四〇五	三〇〇二九四	三00一八八	IOO KO	検定番号

二 一 一 規則の第	愛知県名古屋市天白区中砂町 一四五番地 一四五番地 一四五番地 一二七番地 一二七番地	動第第年規機出版大学	G ザメ ナバ ヨ ウガ イン ソ ラト ンカ	会 工 マ	
八八	一二七番地 一二七番地 駅締役 岸勇夫 収締役 岸勇夫 マルホン工業株式会社 代表	動役物 開門 開門 開門 開門 開門 開門 開門 所一 別表 一号イ (別表 別表) 別表 第二 数 対	G ザメ V ウ ガト ー	会 工 マ 社 業 ル 株 式 ン	式ジ
九 四	一二七番地 受知県春日井市桃山町一丁目 取締役 岸勇夫 収締分 に乗り 代表 マルホン工業株式会社 代表 マルホン によって いっかい しょうしょう しょう	動役物 開記	ラー トンザ ウ	会 工 社 業 ル 株 ホ 式ン	式ン
五	○一番地○一番地○一番地代表取締株式会社ソフィア 代表取締	動役物 第二 (別表 規則第六条第 (別表 第三)	んど パー と パー と パー	ソ 株 フィ 会 ア 社	ア 社

発行者	山梨県
山梨	県公報
県甲府市丸の内一丁目六番一号	第千三百九十八号
]目六番一号	平成十五年七月十日
印刷所の株サンニチ印刷	
刷用府市北口二丁目六番	
	四四四四